

愛媛県流域治水推進企業等登録ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、愛媛県流域治水推進企業等登録ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、ロゴマークとは、別記のデザインをいう。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、愛媛県に属する。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(使用制限)

第5条 ロゴマークは、愛媛県のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) 別に定める「愛媛県流域治水推進企業等登録制度実施要綱」に基づき登録が認められた企業等に属する者
- (2) 報道機関等（報道の目的で使用する場合に限る。）
- (3) その他知事が認めた者

(使用方法)

第6条 ロゴマークの使用方法は、次のとおりとする。

- (1) ロゴマークは、「愛媛県流域治水推進企業等登録ロゴマーク使用ガイドライン」に定める規格に従って適正に表示しなければならない。
- (2) ロゴマークは、愛媛県流域治水推進企業等であることのPRや流域治水に資する活動の広報以外に使用してはならない。
- (3) ロゴマークを使用した者は、その使用状況を管理しなければならない。

(使用の差し止め)

第7条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) 別に定める「愛媛県流域治水推進企業等登録制度実施要綱」第8条の規定により、登録の取消しが行われた場合
- (2) ロゴマークが不正に使用された場合
- (3) その他知事が不相当と認めた場合

2 知事は、前項の規定による使用の差し止めにより、使用者に生じた損害について、

一切の責任を負わないものとする。

(報告)

第8条 知事は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(苦情処理)

第9条 ロゴマーク使用者は、その使用に際し、苦情があった場合には責任をもってその処理にあたらなければならない。

(損失補償等の責任)

第10条 知事は、ロゴマークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、令和5年7月10日から施行する。

【別記】 ロゴマークデザイン

